平成２３年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は指摘事項の概要 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第二編　業務委託を中心とする契約事務について | | | |
| １．大阪府の公益法人に対する業務委託 | | | |
| ②　積算の個々の内訳内容とその金額については民間業者等他者と比較可能な部分があるため、個々の委託契約における積算並びに契約金額の決定に当たっては必ず個別事情を考慮するとともに比較可能な部分の比較を行うべき | 公益法人との委託契約は随意契約によることが相対的に多い。その中でも多くを占めるのは２号随意契約である。２号随意契約によっているということはすなわち特命であることを意味し、当該随意契約の理由が真に合理的であるかという点においては議論の余地があるものの、積算価格の総額について他と比較することができないことが大前提となる。しかしながら、個々の積算の内訳の項目単価等では他と比較可能な部分がある。  　たとえ民間企業に発注したとしても必ず必要となる各経費の積算等については、個々には比較可能であることから、随意契約においてより経済性を高めるために比較検討が可能な部分については比較検討を実施すべきである（意見番号６）。 | ・公益法人に業務委託を行う際は、業務内容に即した基準に基づき積算を行うが、所要の経費については、府が積算した予定価格に占める経費と見積書に示された経費について比較検討を行うよう、調整していく。 | 経過報告 |
| ２．大阪府の情報システム（ＩＴ）関連の業務委託 | | | |
| （７）情報システム関連の事業に係る業務委託に関する監査の結果と意見  ①　情報システムの調達におけるライフサイクルコストの評価をより厳格に運用すべき | 上記の「ＩＴ事業推進指針」や「ＩＴ事業の調達に係る運用方針」の原則的な規定に沿った運用がされている案件は半数以下であり、個別事情はあるものの指針等の趣旨が十分斟酌、徹底されているとは判断し難い。したがって、上記各部局においては、ライフサイクルコストの考慮について、指針等の趣旨を十分斟酌のうえ徹底をすべきである(意見番号７)。  ・障がい児施設給付費支払等システム | ・障がい児施設給付費支払等システムについて、ＩＴ事業の調達に係る運用方針に沿い、H26年度より複数年契約を実施予定。 | 経過報告 |
|  | 正確な運用期間や運用・保守の規模は不明であっても、ライフサイクルコストは必ず評価すべきものである。また、システムの開発を企画する場合には、必ずその投資コストに見合う効果が期待されるべきであり、その投資の実施判断のためには、当然投資に対する効果を明確にする必要がある。システムの特性として、そのシステムの開発時点で多額のコストを要し、そのシステムの運用開始後は、ある程度定常的な運用コスト（１年間で見れば通常開発コストよりは少ないことがほとんどである。）が必要となる。このように、投資コストは、毎年一律ではないため、通常運用期間全体に渡っての全体コスト（開発コストとその後の運用コスト等の合計額）と、その運用期間全体での効果を対比させて、投資対効果のバランス、すなわち投資に見合った効果が期待できるかどうかを検討する必要がある。投資に当たっては、このようなシステム単位での投資の効果を検討するのが当然である。その際には、想定運用期間が設定されているはずであり、この想定運用期間を利用してライフサイクルコストを検討することが考えられる。しかしながら、上記の「ＩＴ事業推進指針」等には、投資の効果算定については明確な記述がない。  そこで、「ＩＴ事業の調達に係る運用方針」や「ＩＴ事業推進指針」には、システム単位での投資の効果を必ず評価すべきである旨を明文で規定すべきである（意見番号８）。 | これまで「IT事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。  加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、規定等の全体的な見直しを平成25年度中に完了し、平成26年度から新たな規定等による助言や支援を行っていく。 | 措置 |
| ③　情報システムの調達において、調査・概要設計業務の外部委託を行うことも積極的に検討すべき | 一般的には、この調査・概要設計業務の品質が、開発システムそのものの品質（利用者が必要とする機能の充足度や利便性、セキュリティ等の品質）、コスト、スケジュール遵守等に大きな影響を与えるといわれている。そのため、民間企業においても調査・概要設計業務を別契約で委託し、当該業者から指導（コンサルティング）を受けながら自社と共同で実施するケースが多くみられる。  これらのことを踏まえると、ライフサイクルを加味したトータルコストの最適化のためには調査・概要設計部分を外部委託する方式を積極的に検討・活用すべきと考える。このため、  総務部ＩＴ推進課は、各部局等からの事前相談において、調査・概要設計部分を外部委託することによりライフサイクルコストの削減が見込めないか積極的に検討するよう、各部局に指導すべきである（意見番号10）。 | これまで「IT事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。  加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、規定等の全体的な見直しを平成25年度中に完了し、平成26年度から新たな規定等による助言や支援を行っていく。 | 措置 |
|  | 総務部ＩＴ推進課が所管する「大阪府庁内ネットワーク整備」の業務委託仕様書では、担当課の判断で次のように定めている。  第３　体制・その他  ２　後続調達の参加制限  本業務の受託事業者（以下「受託者」という）は、仕様書作成等の調達支援業務を行った範囲において、後続の調達（機器賃貸等）への参加（再委託契約としての参加を含む）はできない。また、再委託事業者も同様とする。ただし、この場合は、再委託業務の範囲に限る。  これは、調査・概要設計業務における公正性担保のために当該業務の仕様書で後続調達への参加制限をしている最適な例である。  総務部ＩＴ推進課は、例えば契約局の協力の下、公平性、競争性を考慮の上、必要に応じ仕様書作成等の調達支援業務を担当した事業者は、次工程である開発業務を担当できないという制限を仕様書に適切に記載した上で契約を締結することを各発注部局へ周知すべきである(意見番号11)。 | これまで「IT事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。  加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、規定等の全体的な見直しを平成25年度中に完了し、平成26年度から新たな規定等による助言や支援を行っていく。 | 措置 |
|  | もし調査・概要設計業務を外部に委託し、仕様書を外部の委託事業者に作成させた場合、検証作業もその事業者が参加して、大阪府の担当者と一緒に検証を行うことが望ましい。もし、それが困難なのであれば、大阪府の担当者が単独で十分に検証作業ができるレベルまで仕様書を理解していなければならない。したがって、調査・概要設計段階について外部委託する方式を採用している案件については、  総務部ＩＴ推進課は、調達仕様のチェックの具体的なポイントとして、調査・概要設計業務の委託先事業者に、検証作業についての支援を依頼するなどして大阪府の担当者に調査・概要設計業務の成果やノウハウが適切に引継ぎされる方策を検討し具体的に立案しているかどうかも各部局に指導すべきである（意見番号12）。 | これまで「IT事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。  加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、規定等の全体的な見直しを平成25年度中に完了し、平成26年度から新たな規定等による助言や支援を行っていく。 | 措置 |
| ３．同種の業務委託契約 | | | |
|  | 健康医療部が所管する保健所における消防設備の保守点検（契約件数19件、契約総金額2,411,325円）、福祉部が所管する福祉施設における消防設備の保守点検（契約件数13件、契約総金額2,569,035円）についても、大阪府警察本部と同様、一定の集約を行い、一括発注及び一般競争入札の導入等によって委託先を選定できないか検討すべきである（意見番号14）。 | 保健所における消防設備の保守点検について、契約状況等を踏まえ、一定の集約化（地割り等）について検討するため、府内の業者３社に見積を依頼したが、いずれも平成25年度の契約金額を上回る結果となった。また、入札準備の際の事務負担がこれまでより増大する等、事務負担の軽減は見込めないことからも、当該業務は集約化になじまない。今後、状況等の変化により、集約化によるメリットが考えられる場合は、改めて検討していく。 | 措置 |
|  | 業者Ａ社は教育委員会事務局以外では健康医療部（契約件数３件、契約総金額204,750円）、総務部（契約件数７件、契約総金額445,326円）においても随意契約による契約を行っている。また、業者Ｆ社は大阪府警察本部所管の堺警察署ほか13署及び光明池運転免許試験場ほか６箇所の消防設備保守点検業務について一般競争入札（契約総金額10,093,650円）により受託しているほか、商工労働部（契約件数１件、契約総金額186,794円）、総務部（契約件数１件、契約総金額197,400円）、福祉部（契約件数２件、契約総金額290,850円）においても随意契約による契約を行っている。このことから、業務改善の一環として総務部行政改革課の指導の下に  部局横断的な業務の集約についても検討すべきである（意見番号15）。 | 本府においては、平成20年度に公表した「業務改革レポート」に基づき、調達集約化によるコスト抑制や各所属の発注事務の軽減などを目的に“物品調達の体制・仕組みづくり”に取り組み、その一例として、「複写サービスの一括調達」を実施している。  部局横断的な業務の集約について、これまでの契約状況を勘案すると直ちに対象となる案件は見出せないが、今後とも「複写サービスの一括調達」の仕組みと同様に、情報収集に努め、集約になじむ、あるいは業務の省力化やコスト削減など業務改善に繋がるような入札のメリットが見出せる案件が出てくれば、行政改革課、契約局及び各部局発注担当課と連携の上、実施に向けた取組みを検討していく。 | 措置 |
| （５）その他単発的に発生する契約案件のとりまとめについて | 複数の部局や機関等で発生する業務については、例えば総務部行政改革課が主導となり、同種の案件を取りまとめ集約発注する取組みを推進することを検討してはどうかと考える（意見番号19）。 | 本府においては、平成20年度に公表した「業務改革レポート」に基づき、調達集約化によるコスト抑制や各所属の発注事務の軽減などを目的に“物品調達の体制・仕組みづくり”に取り組み、その一例として、「複写サービスの一括調達」を実施している。  同種の案件を取りまとめ、集約発注する取組みの推進について、これまでの契約状況を勘案すると直ちに対象となる案件は見出せないが、今後とも「複写サービスの一括調達」の仕組みと同様に、情報収集に努め、集約になじむ、あるいは業務の省力化やコスト削減など業務改善に繋がるような入札のメリットが見出せる案件が出てくれば、行政改革課、契約局及び各部局発注担当課と連携の上、実施に向けた取組みを検討していく。 | 措置 |
| ４．その他の業務委託契約 | | | |
| （２）一連の業務のトータルコストを最大限抑えられるような契約方法を十分に検討すべき | 1. 【大阪府営堺新金岡２丁目３番・６番第１期高層住宅（建て替え）新築工事実施設計業務】   　本契約は、平成19年度に基本計画策定業務としてプロポーザル方式により選定された業者に対し、その後平成21年度に基本設計業務、平成22年度に実施設計業務を随意契約しているものである。監査人は一連の業務のトータルコストの最小化の観点から最大限経済的に委託すべきであることから、委託方法の検討に当たって一連の業務のトータルコストを最大限抑えられるよう契約方法を十分に検討し、安易に随意契約をしないよう配慮すべきであるとの見解をもったが、担当部局の説明にも一定の合理性を感じる。しかしながら、実施設計の第１期と第２期以降の区分が明確ではないとの印象は最後までぬぐえず、未だ改善の余地があるものと考える。  契約方法について継続して検討することが望まれる（意見番号21）。 | 基本設計業務と実施設計業務は、前者で行う都市計画法に基づく開発協議など市や関係機関との協議内容を後者に精緻に反映させるため継続性が不可欠であり、同一業者で行なう必要があることから随意契約としていたところですが、一連の業務の確実な遂行を確保しつつ、コスト削減と受注機会の確保を条件に契約方法を検討した結果、平成23年度より、特に基本設計に基づく団地全体の協議や許認可申請を含む1期目の実施設計業務のみ随意契約とし、2期目以降は競争入札とすることに至ったところです。  今回、いただいた意見を踏まえ、他の主要府県の状況について確認したところ、確認した全ての主要府県においても実施設計業務は基本設計業務と継続性のある業務と考え随意契約を行っていましたが、本府においては、上述のとおり、実施設計業務の2期目以降は競争入札を実施しており、コスト面での競争性を確保していることから、コスト最小化の観点から妥当だと断判したところです。  さらに、建築部会や入札監視委員会など契約方法等を審査、調査審議する体制が整っていることから、今後も継続して適切な契約方法について検討してまいります。 | 措置 |
|  | 1. 【平成22年度大阪府救急医療情報センターの業務に関する委託契約】   　本件は、大阪府救急医療情報センターの運営の一切を委託するものである。システム関連業務は、オペレーター業務と併せ本件受託者からＱ社、Ｒ社へと再委託、再々委託されている。本件の契約金額は４億円にも上り、一部の業務が再委託、再々委託されていることから、経済性を損ねているのではないかという疑問をもった。  オペレーター業務等は一般的に入札に適し、他の委託案件においても受託業者が複数あることから競争になじむものと考えられる。  業務を切り分けて委託を行うことで随意契約に依存せざるを得ない部分が低減され、コストの抑制につながる可能性がある。なお、他の都道府県の委託の状況の調査等他との比較を行うことによって、より経済性を高めるための別の方策があることに気付くこともある。  契約方法を十分に検討すべきである（意見番号22）。 | 本件業務については、平成24年度の委員監査の意見等も踏まえ検討、調整の結果、平成25年度より業務を管制業務、システム管理業務等に分割し、それぞれ委託を行うこととした。  また、システム管理業務等のうち、システム再構築及び運用保守業務委託については、次期システムの更新（期間：平成26年10月から平成32年9月）にあたり、総合評価入札を実施し受託者を決定した（平成25年9月）。今後、端末・回線調達及び運用保守業務委託についても、一般競争入札により受託者を決定する予定。 | 措置 |